

## 第4回 西宮市子ども・子育て会議

### 追加資料

#### 3つの認定区分

1号認定（教育標準時間認定）

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合  
（利用先：幼稚園、認定こども園）

2号認定（満3歳以上・保育認定）

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合  
（利用先：保育所、認定こども園）

3号認定（満3歳未満・保育認定）

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合  
（利用先：保育所、認定こども園、地域型保育）

（内閣府ホームページより）

以 上